

貝塚市市制施行 80 周年記念ロゴマーク募集要項

1. 趣旨・目的

貝塚市は、令和 5 年(2023 年) 5 月 1 日に市制施行 80 周年を迎えます。貝塚市市制施行 80 周年記念事業実行委員会(以下「実行委員会」という。)では、記念ロゴマークを活用することで、多くの市民に市制施行 80 周年を周知するとともに、周年記念をお祝いする機運を醸成します。また、実行委員会による記念事業のほか、貝塚市、企業、地域団体、学校園等により展開する記念事業においても記念ロゴマークを活用し、まち全体がひとつとなって 80 周年を盛り上げます。

2. 募集概要

(1) 募集内容

貝塚市市制施行 80 周年記念ロゴマーク

デザインにあたっては、「3. ロゴマークの制作条件」を参照してください。

(2) 募集期間

令和 4 年 8 月 10 日(水) から令和 4 年 9 月 20 日(火) まで

3. ロゴマークの制作条件

(1) 基本ルール

以下の内容をロゴマークのデザイン内に反映させてください。

- ① 「1. 趣旨・目的」に沿ったものであること。
- ② 応募者が独自にデザインした、国内外にて未発表のものであること。
- ③ 第三者の知的財産権を侵害しないものであること。
- ④ 「貝塚市市制施行 80 周年」のロゴマークであることが認知されるよう配慮すること。それにあたり、「貝塚市」「貝塚」の文字(漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベット等)を記載すること。

(2) デザインの仕様

- ① 色数や縦横比は自由とするが、フルカラー、単色、モノクロで使用、または縮尺を変えて使用する場合は考慮すること。
- ② デザインデータのファイル容量は 5MB 以内、解像度は 350dpi 程度、Adobe Illustrator 等のデザインソフトで作成すること。
- ③ 複数のデザインを応募する場合は、それぞれ別データファイルで応募すること。

4. ロゴマーク提案の応募資格

ロゴマーク提案の応募資格者は、「3. ロゴマークの制作条件」を満たすデザインを作成し、次の全ての要件を満たすかたとします。

- (1) 市税その他の税金(法人税、法人事業税、消費税、全ての都道府県税等)を滞納していない者であること。

- (2) 本募集要項公表の日から審査結果通知日までの間に、「貝塚市入札参加停止要綱」に基づく入札参加停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立ての手続きを行っていない者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6項に規定する暴力団員でないこと、又は法人にあっては、その役員（非常勤の役員を含む。）が暴力団員でないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 次のいずれにも該当しない者であること、又は法人にあっては、その役員（非常勤の役員を含む。）が次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

5. 応募方法等

(1) 応募方法

電子メールにより、「6. 提出先及び問い合わせ先」あて応募してください。電子メールのタイトルは、『80周年ロゴマーク応募』としてください。なお、作品データを記録したCD-R及び次項「(2) 提出物」を持参又は郵送で提出することも可能です。郵送の場合、封筒表面に『80周年ロゴマーク応募』と記載してください。

(2) 提出物

- ア ロゴマークデザイン
 - ・「3. ロゴマークの制作条件」に沿って制作したものに限りします。
- イ ロゴマーク応募申込書（様式第1号）
- ウ 誓約書（様式第2号）
- エ 法人等の場合は法人（団体）等の概要書（任意様式、パンフレット可）

(3) 応募に係る留意点等

- ① 応募に係る費用は、応募者の負担とします。
- ② 応募点数は、1者3作品以内とします。複数のデザインを応募する場合は、前項「(2) 提出物イ」のロゴマーク応募申込書（様式第1号）は、該当するデザインを明記のうえデザインごとに作成してください。
- ③ 提出物は返却しません。
- ④ 送付中や電子メール送信中に事故等により作品が届かない場合や不可抗力の事故及び何らかの障害でデータファイルが開けない等の問題が発生した場

合、貝塚市及び実行委員会は一切の責任を負いません。

⑤ 応募作品の受付通知及び決定されなかった旨の通知は行いません。また、選考過程及び結果に関する問合せは、一切お受けできません。

⑥ 応募作品は、提出後に修正することはできません。

(4) 提出期限

令和4年9月20日(火)午後5時まで必着(郵送の場合も同様)

(5) ロゴマーク提案の無効

「4. ロゴマーク提案の応募資格」の条件を満たさなくなった提案、及び次のいずれかに該当する提案は無効とする。

ア 本募集要項の規定に反した提案

イ 誤字、脱字などにより、必要事項が確認できない提案

6. 提出先及び問い合わせ先

〒597-8585 大阪府貝塚市畠中1丁目17番1号 貝塚市都市政策部政策推進課内
貝塚市市制施行80周年記念事業実行委員会
(電話) 072-433-7295 (FAX) 072-433-7233
(Mail) seisaku@city.kaizuka.lg.jp

7. 選考方法と結果発表

(1) 一次選考 応募者の提案内容を実行委員会で審査し、優れた評価を得た上位作品3～5点を選出します。

(2) 二次選考 一次選考で選出された作品を対象に、貝塚市民等による投票を実施し、得票数が最も多かった作品を最優秀賞として、ロゴマークに決定します。

(3) 結果発表 選考結果は、決定したロゴマークの応募者に通知するとともに、貝塚市ウェブサイト・広報かいつか等で公表します。その他の応募者には個別にご連絡いたしませんのでご了承ください。

8. 賞金等

最優秀賞(1点)の作品をロゴマークに決定し、副賞として賞金10万円を贈呈します。併せて、今後の貝塚市及び実行委員会が実施する各種事業との連携協力について、最優秀賞の応募者と協議のうえ決定します。

9. 決定したロゴマークに関する事項

(1) ロゴマークは、貝塚市市制施行80周年に関する各種印刷物やウェブサイト、関連グッズ等をはじめ、広くPRに活用します。

(2) ロゴマークは、実行委員会の判断により、他団体による使用、収益事業への使用を行う場合があります。

- (3) ロゴマークの商標権・意匠権その他の権利は、貝塚市に帰属します。また、決定したロゴマークの制作者は、当該作品に関し、著作権人格権を行使しないものとします。
- (4) ロゴマークが、既発表のものと同じもしくは酷似している場合、第三者の知的財産権の侵害の恐れがある場合、法令に反する場合または本募集要項に反する場合は、選考結果発表後であっても決定を取り消すことがあります。
- (5) ロゴマークについて、第三者から権利侵害などの損害賠償が提起された場合は、貝塚市及び実行委員会では一切の責任を負いかねますので、応募者自らの責任と費用で解決してください。なお、貝塚市及び実行委員会が損害を被った場合は、その損害を賠償していただく場合があります。
- (6) ロゴマークは、応募者と協議の上、加工または修正を行う場合があります。
- (7) その他、ロゴマークを使用するにあたり疑義が生じる場合は、実行委員会と応募者で協議のうえ決定するものとします。

10. その他注意事項

- (1) 本募集要項に定めのない事項、または本募集要項の事項について疑義が生じた場合には、必要に応じて関係者と協議の上、実行委員会で定めるものとします。
- (2) 応募作品については、ロゴマーク募集事業の一環として、選考結果にかかわらずウェブサイトやイベント等で公表する場合があります。
- (3) 応募をもって本募集要項に同意いただいたものとみなします。

11. スケジュール

- | | |
|----------------------|-----------------|
| (1) 募集要項の公表開始（募集開始） | 令和4年8月10日（水） |
| (2) ロゴマーク応募書類等の提出期限 | 令和4年9月20日（火） |
| (3) 一次選考（実行委員会による審査） | 令和4年10月頃 |
| (4) 二次選考（市民等による投票） | 令和4年11月頃 |
| (5) ロゴマークの決定 | 令和4年12月～令和5年1月頃 |